

統計学

第 105 号

論文

Does the Production Efficiency of Minority Tujia Ethnic Enterprises Differ from Han Enterprises?
A Case Study of Wufeng in China
..... Junfang SUN (1)

2008SNA とその問題
..... 作間 逸雄 (15)

研究ノート

EU 農業統計調査における行政資料利用の動向
..... 吉田 央 (32)

書評

木村和範著『格差は「見かけ上」か—所得分布の統計解析—』（日本経済評論社，2013）
..... 山口 秋義 (40)

本会記事

経済統計学会第57回（2013年度）全国研究大会 (45)
『統計学』執筆要綱 (56)

2013年9月

経済統計学会

創刊のこ と ば

社会科学の研究と社会的実践における統計の役割が大きくなるにしたがって、統計にかんする問題は一段と複雑になってきた。ところが統計学の現状は、その解決にかならずしも十分であるとはいえない。われわれは統計理論を社会科学の基礎のうえにおくことによって、この課題にこたえることができると考える。このためには、われわれの研究に社会諸科学の成果をとりいれ、さらに統計の実際と密接に結びつけることが必要であろう。

このような考えから、われわれは、一昨年来経済統計研究会をつくり、共同研究を進めてきた。そしてこれを一層発展させるために本誌を発刊する。

本誌は、会員の研究成果とともに、研究に必要な内外統計関係の資料を収めるが同時に会員の討論と研究の場である。われわれは、統計関係者および広く社会科学研究者の理解と協力をえて、本誌をさらによりよいものとするを望むものである。

1955年4月

経 済 統 計 研 究 会

経 済 統 計 学 会 会 則

第1条 本会は経済統計学会（JSES : Japan Society of Economic Statistics）という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

1. 社会科学に基礎をおいた統計理論の研究
2. 統計の批判的研究
3. すべての国々の統計学界との交流
4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌『統計学』の発刊
3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
4. 学会賞の授与
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適用しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかわる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

1. 編集委員会
2. 全国プログラム委員会
3. 学会賞選考委員会
4. ホームページ管理運営委員会
5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかわる重要事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

- 2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

付 則 1. 本会は、北海道、東北、関東、関西、九州に支部をおく。

2. 本会に研究部会を設置することができる。
3. 本会の事務所を東京都町田市相原4342法政大学日本統計研究所におく。

1953年10月9日（2010年9月16日一部改正[最新]）

2008SNAとその問題

作間逸雄*

要旨

2008SNAは、国民勘定統計の最新国際基準である。2008SNAは、企業会計からの影響の拡大、他統計基準との整合性の増進、経済の現実をよりよく反映させる意図による「経済的所有権」概念の導入などの特徴をもつ。SNAをさらにアップデートするためのルールが今回の改定過程の中で定められたことも注目される。1993SNAからの変更点として、(1)「間接的に計測される金融仲介サービス」(FISIM)概念を実行可能なものとしたこと、(2)地震、津波など大規模な災害における巨額の保険金支払いによる保険産出測度の異常な変動を避けるために「調整保険金」概念が導入されたこと、(3)確定給付型の企業年金の取り扱いが変更され、それに伴い、被用者報酬の測定方法が変更されたこと、(4)従来、中間消費ないし最終消費支出として扱われていた研究開発支出が資本形成とみなされるようになったことなどが挙げられる。最後の項目に対する批判を含め、問題点が検討される。

キーワード

2008SNA, 国民経済計算, 企業会計, ファイナンシャル・リース, 研究開発

1. はじめに

合意形成上の重大な問題を孕みながら¹⁾, 2008SNAの第1巻(17章まで)が原則として採択されたのは、2008年2月26-29日にニュー・ヨークで開催された、第39回国連統計委員会においてであった。その1年後、2009年2月24-27日にニュー・ヨークで開催された第40回国連統計委員会において、第2巻(残りの12章と4つの付録)が採択された。米国が2013年夏に、2008SNAを採り入れた基準改定を行なったほか、各国の公式の移行状況(2014年以降のものは見込み)は、第1表の通りである。表中にも示されているが、内閣府経済社会総合研究所では、2016年の移行のために、「国民経済計算次回

第1表 2008SNAへの各国の移行状況

2009年	オーストラリア
2012年	カナダ
2013年	米国
2014年	EU, 韓国
2016年	日本

基準改定に関する研究会」を設置するなどして、検討を進めている。

第2表で、1993SNAと2008SNAとの章構成の比較を行なっている。一見して後半部分の章構成が大きく変わっていることがわかる。1993SNAでもそうであったが、他の統計基準(国際収支統計・対外資産負債残高統計、政府財政統計、貨幣・金融統計、資金循環統計など)とのリンク・整合性がいっそう重視されたこと、非営利、非公式といった特定テ

* 専修大学

〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1

第2表 新旧SNAの目次の比較

1993SNA	2008SNA
第1章 インTRODクダクシヨソ	第1章 インTRODクダクシヨソ
第2章 概観	第2章 概観
付録 勘定のその他の表章	
第3章 フロー・ストック・勘定規則	第3章 フロー・ストック・勘定規則
第4章 制度単位・部門	第4章 制度単位・部門
付録 非公式部門雇用に関する15回労働統計専門家国際会議(1993年1月)決議抜粋	
第5章 事業所・産業	第5章 企業・事業所・産業
第6章 生産勘定	第6章 生産勘定
	付録 貯蔵産出を保有利得/損失から分離する
第7章 所得の第1次分配勘定	第7章 所得の分配勘定
第8章 所得の第2次分配勘定	第8章 所得の再分配勘定
第9章 所得の使用勘定	第9章 所得の使用勘定
第10章 資本勘定	第10章 資本勘定
付録 総固定資本形成と所有権移転の費用	
第11章 金融勘定	第11章 金融勘定
第12章 その他の資産変動勘定	第12章 その他の資産変動勘定
付録 保有利得の定義と計測	
第13章 貸借対照表	第13章 貸借対照表
付録 資産の定義	
第14章 海外勘定(対外取引勘定)	
第15章 供給・使用表と投入産出表	第14章 供給・使用表と財・サービス勘定
第16章 価格・数量測定	第15章 価格・数量測定
	第16章 勘定の要約と統合
	第17章 分野横断的課題とその他の特別課題
	第18章 勘定の精緻化と表章
第17章 人口と労働投入	第19章 人口と労働投入
第18章 機能分類	
	第20章 資本サービスと国民経済計算
	第21章 法人企業の活動を計測する
	第22章 一般政府と公的部門
	第23章 非営利機関
	第24章 家計部門
	第25章 経済の非公式側面
	第26章 海外勘定と国際収支統計とのリンク
	第27章 貨幣統計・資金循環統計とのリンク
	第28章 投入産出および他の行列ベース分析
第19章 統合フレームワークを様々な状況とニーズに適用する	
第20章 社会会計行列	
第21章 サテライト分析・サテライト勘定	第29章 サテライト勘定とその他の拡張
	付録1 SNAの分類階層とコード
	付録2 勘定系列
付録1 1968SNAからの変更点	付録3 1993SNAからの変更点
	付録4 研究課題
付録2 海外勘定と国際収支統計・対外資産負債残高統計との関係	
付録3 間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)	
付録4 保険・社会保険・年金の取り扱い	
付録5 分類と勘定	
	グローサリー

マに（それぞれ研究や統計実践の進展を反映して）ひとつの章が与えられたことなどが注意されるであろう。また、新たに付け加えられた第17章「分野横断的課題とその他の特別課題」は、社会保険を含む保険、契約・リース・ライセンス、被用者ストックオプションなど、実施上の問題となりうる諸課題を分野横断的に取り上げ、指針を提供したことも注目

2. 2008SNAの特徴

今回のSNAについて、第一にあげなければならない特徴は、1) 企業会計からの影響の拡大であろう。国際的な企業会計基準統一化（国際会計基準への収束）の動きと今回の改定の時期が重なったこと、国民勘定統計の要求事項の詳細化（たとえば、非生命保険、被用者報酬等）、公会計の発展、といったいろいろな理由から、国民経済計算と企業会計との関係が強化されつつあるように思われる。実際、今回のSNAには、リース会計、退職給付会計、資産除去債務会計等の分野からの影響が見られる。

企業会計のデータ枠組みは、時として国民勘定統計作成上の制約になる可能性があるにせよ、国民経済計算が企業会計に近くなったわけではない。両者には、明らかなきがいがあし、研究開発に典型的に見られるように、必ずしも企業会計との整合性を高める方向で改定が行なわれたわけでもない（この点は後述）。とはいえ、企業会計における取り扱いが国民経済計算における諸項目の取り扱いを考えるヒントになるなど、新しい刺激となっていることも事実ではある。公会計など、国民経済計算からの貢献がありえる分野もあり、双方向的交流の進展が期待される。

次に、前項と重なる部分があるが、2) 「経済的所有権」概念の導入と強調をあげよう。従来SNAで重視されたのは、「経済的現実」（economic reality）をどうすれば、統計に

確に反映できるかということであったが、2008SNAでは、それが（法的所有権とは別のものとしての）経済的所有権を設定することによって実現できると考えられたかのように見える。

ファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別という話題を取り上げる。ファイナンシャル・リースとは、リースされる固定資産の所有に伴うリスクと報酬が実質的にすべて、法的所有権をもつレサー（貸し手）からレシー（借り手）に移転するようなリースのことをさす。このような場合、レシーが「経済的所有権」をもつとみなされた。

ファイナンシャル・リース自体、また、リスク・報酬基準も、1993SNAにすでに存在した概念であるが、それを「経済的所有権」という概念を規定することによって説明し直したのである。

ファイナンシャル・リースは、SNA上、貸付として記録される。すなわち、固定資産の法的所有者であるレサーから、経済的所有者であるレシーに売却され、その代金をレサーがレシーに貸し付けたものとみなされる。每期支払われるリース料は、元本と利子とに分解される。さらに、レサーが金融仲介機関（リース専業を含む）の場合、利子部分が「SNA利子」とFISIMとに分解されて記録される。レサーが金融仲介機関でない場合、最後の分割は存在せず、リース・サービスに関して産出は存在しない。

経済的所有権概念は、委託加工のための財の海外への輸送、仲介貿易（マーチャンティング）²⁾等の分野の記録にも影響を与えている。委託加工のための財の海外への輸送については、法的所有権の移動はないが、従来、海外への輸送時に輸出を、海外からの輸送時に輸入を記録することにより、各国経済の分業によってつくられる物理的変換システムを的確に記録していたように思われる。しかし、リスク・報酬基準を適用し、経済的所有権の

移動（がないこと）をそのまま記録すると、加工前の財をもつ国が加工を請け負う国からサービスを購入するという記録を行なうことになるであろう。逆に、仲介貿易の場合、財の所有権（法的・経済的）の移動はあるが、財は、自国（税関）国境を通過していない。従来、仲介貿易は商業（マージンを取得する）タイプのサービスと見なされていたが、法的（経済的）所有権の移動を記録するために、改定過程の初期の案では、それを財の輸出・輸入として取り扱うべきであるとされていた。その後の議論を経て2008SNA成案では、「負の輸出」を含む変則的な取り扱いとして規定されている。問題は、こうした取り扱いが、IOの分析能力を損なう以上に、むしろ、法的所有権への回帰に過ぎないように見えることであろう。

ファイナンシャル・リースの話題に立ち戻ると、レシーが固定資産の所有に伴うリスクと報酬を実質的にすべて負うことは考えにくい。たとえば、固定資産税はあくまで課税対象となる固定資産の法的所有者が納税義務をもつが、当然、リース料に固定資産税分が含まれていると考えることができる。しかし、レシーであるユーザー企業が破綻した場合、レサーは納税義務を免れることはできないだろう。また、資産の廃棄費用や終末費用の負担を免れることがリースを利用する重要な目的と思われることも、リスク・報酬基準（経済的所有権基準）の有効性に疑問の余地があると考えざるを得ない理由となろう³⁾。

なお、わが国の現行リース会計では、ファイナンシャル・リースは、解約不能のリース（non-cancellable）であり、かつ、フルペイアウト基準⁴⁾を満たすリースとされており⁵⁾、必ずしも、リスク・報酬基準、経済的所有権基準で定義されているわけではない。たとえば、メンテナンスの責任をレサー側がもつ場合でも、ファイナンシャル・リースである可能性がある。実は、リスク・報酬（便益）基

準にしても、経済的所有権基準にしても、リース会計をめぐって、リース対象となる固定資産をレサー、レシーのどちらの実体の貸借対照表に計上するべきかという議論が行なわれた中で、（過去に）登場した主張である⁶⁾。さらに、リース会計自体が、「使用権モデル」に基づく会計処理を求める方向で改定されようとしていることも注意しなければならない⁷⁾。

2008SNAの第三の特徴として、すでに触れたことではあるが、3) 他統計基準との整合性の増進をあげておこう。その1968年版のSNAが、国民経済計算のコンポーネントとみなされる産業連関表、国際収支表、資金循環統計、国民（および部門）貸借対照表と固有の国民勘定統計との「統合」をひとつの重要な目標としていたことはよく知られているが、1993SNAおよび2008SNAでは、いっそうの「調和化」が目指され、国民経済計算分野内部のものだけでなく関連する経済統計とのそれも重要な課題であることが認識された。たとえば、ILOが国際基準を提供する労働力統計で「失業者」を定義するとき、SNAの（「体系の」）生産境界との整合性が要請された。また、たとえば、「非公式」とは何かということに、SNAの生産境界やその他の概念がどう関わっているかということにも、十分な説明が必要であったであろう。とくに、今回のSNAでは、（章構成として見たように）政府財政統計や貨幣・金融統計との関連が注目されるように思われる。前者に関しては、「歳入」や「歳出」といった（IMF）政府財政統計に固有の概念をSNAの用語で説明する必要があったし、後者に関しては、たとえば、SNAでは、統一された貨幣の定義は存在しない（27.10段）ことを確認したうえで、各国固有のマネー・ストックに含まれる負債を発行する金融機関の範囲を確定し、これがIMF貨幣統計上の（広義）預金受入金融機関（depository corporations）であることが示され、そのうえで、SNAの金融機関部門の内訳部

門との関係が考察される (27.12, 13段)。

最後に、2008SNA 刊行物に含まれる特徴ではないが、2008SNA に至る改定過程の成果として、4) アップデート・プロセスのルール化が重要であると考えられる。本体の改定を経ずに、SNA を継続的にアップデートしてゆくための正式の手続き (mechanism for continuous updating of the System of National Accounts) が ISWGNA (国民経済計算に関する事務局ワーキング・グループ) により提案され、第30回統計委員会 (1999年) で承認されている。第3表を見よ。

たとえば、*SNA News and Notes* の32/33号 (2012年11月) では、排出権 (emission permits) の記録の話題を取り上げている。その記事⁸⁾によると、2008SNA 17.363段以降で与えられた排出権に関する基本的取り扱い (税として扱う) は十分なものではなく、2008SNA でも研究課題 (A4.47) とされていたが、ISWGNA は、*SNA News and Notes* の30/31号 (2011年2月) で、「ISWGNA による明確化」

として新しい勧告を公表した。しかし、国連統計委員会 (UNSC) は、その問題を明確化の問題ではなく、解釈の問題であり、したがって、アップデート・ルールに基づき、AEG (諮問専門家グループ) に諮る必要があるとした。AEG への諮問、UNSC への諮問の結果と結論が *SNA News and Notes* の32/33号に掲載されている。それは、排出権への支払いは排出時に発生する税 (生産に課されるその他の税) とする2008SNA 上の規定を維持しながら、(発生時と支払時との時間の差について、受取債権/支払債務タイプの) 金融資産・負債を、さらに、(前払いした税額と排出権の市場評価額との差を、市場性のある契約 (非金融非生産資産) として記録するという過度に複雑なものという印象を受ける取り扱いであった。(競売による場合を除き) 多くの排出権が無償で供与されていること (税といいながら政府への支払いはない) など、完全なものとは言い難いことは、ISWGNA 自身認識しており、将来の見直しが予想される。とはいえ、アッ

第3表 SNAのアップデート手続き (第30回統計委員会, 1999年)

修正の型/ ステージ	編集上の修正	(議論の頼のない) 明確化	解釈	変更
提案への対応	ISWGNA が修正提案を点検のうえ、分類			
準備草稿づくり	ISWGNA	ISWGNA	ISWGNA (AEG による支援)	ISWGNA (AEG による支援)
第1回討論	……	……	専門家により構成される ワーキング・パーティー ないし地域パネル	専門家により構成される ワーキング・パーティー ないし地域パネル
第2回討論	……	……	……	全地域の国家統計局、 場合によっては、中央 銀行
最終草稿づくり	……	……	ISWGNA (AEG による支援)	ISWGNA (AEG による支援)
承認	ISWGNA	ISWGNA	30日以内に統計委員会 構成国の承認を得る	30日以内に統計委員会 構成国の承認を得る
公表媒体	正誤表	<i>SNA News and Notes</i> , SNA ウェブ サイト	<i>SNA News and Notes</i> , SNA ウェブサイト	<i>SNA News and Notes</i> , SNA ウェブサイト

(出所) E/CN.3/1999/2 および国連統計部サイト
<http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/uProc.asp>, retrieved on 2013-09-27.

アップデート・ルールに沿って、*SNA News and Notes* が公表媒体となったことがわかる⁹⁾。

3. 主要変更点

既に述べた項目を除き、今回の主要変更点を、網羅的ではないが、何点か示しておこう。

(1) FISIM (間接的に計測される金融仲介サービス) 実施案の改善

1993SNAで導入された金融仲介サービスの参照利率を使った計測には、論理的欠陥があり、実行可能ではなかったが、部分修正が行なわれ、(制度単位ベースでは) 実行可能な規定となった。もっとも、利子という移転項目による生産計測には、(制度単位ベースでしか観察されないことから) 地域配分が困難であること、リスク・プレミアムの取り扱いに問題があることなど、多くの課題が残されており、再改定は必至である。なお、中央銀行産出については、基本的に政府サービスと同様に費用計測することが規定された。わが国では、2008SNAへの本格的移行に先立ち、このかたちで(平成17年基準改定で) 国民勘定本体に導入されたが、実質系列は、単に残高の動きを示すだけなので安定しているが、名目系列(とデフレーター)が不自然なものになることが指摘されている¹⁰⁾。

(2) 付随単位の非記録原則の原則的廃棄

すべての企業には、生産活動を支援(サポート)する基礎的かつ日常的なサービスが必要である。そのようなサービスが社内(インハウス)で提供される場合、そのようなサービスは付随的活動と呼ばれる。たとえば、(1)文書の作成・管理 (2)経理 (3)通信 (4)原材料と設備の購入 (5)人事管理(研修を含む) (6)給与の支払い (7)倉庫 (8)(自家)輸送 (9)販売促進 (10)建物・構築物の清掃・維持 (11)機械、設備の修理・維持 (12)警備 (13)計算 (14)自家発電、等々をさす¹¹⁾。

SNAにおいて、従来、付随的活動は、その産出を記録せず、当該活動がサポートする

主活動・副次的活動にその投入をつけくわえて記録されていた。いわば、「非記録」原則である。今回のSNA改定で、付随単位、すなわち、純粋に付随的活動のみを行なっている単位¹²⁾が次の2つの条件を満たす場合、非記録原則が廃棄され、それ自体の主活動、副次的活動をもつ別個の事業所とみなされ、その主活動に相当する産業に格付けることが規定されたことが注目される(5.41段)。ただし、統計資源の問題もあるので、特別の取り組みをすることが要求されているわけではないことにも注意する。

- (1) 当該付随単位の活動が統計的に観測可能である。
- (2) 当該付随単位がサービス等を供給している事業所と地理的に異なる場所にある。

わが国のように、地域勘定(県民経済計算)作成に少なからぬ統計資源を投入している国、しかも、自家輸送を含む自家活動に格別の関心を払っていた国においては、この規定の実施は、強く要請されるであろう。なお、付随単位の産出の価値は、(資本コストを含む)費用で測定される。

本社は、1企業組織に含まれる多くの事業所にサービスを供給すると考えられるので、こうした付随単位の一典型(集中付随単位)であるとみなされてきた。今回のSNA改定で本社活動を独自に記録する(ISICの大分類M専門・科学・技術サービス業内に本社活動を含める)ことが規定されたことは、このような付随単位の記録方針の変更と軌を一にするものと考えられるであろう¹³⁾。

(3) 終末費用 (terminal costs) が所有権移転費用として明確に規定された

資産(金融資産を除く)の取得及び処分に係わるさまざまな費用がある。たとえば、売り手にしても、買い手にしても、弁護士や司法書士に報酬や手数料を支払ったり、設備の輸送や取り付けに関する料金を業者に支払っ

たりしているかもしれない。こうした費用は、所有権移転費用と呼ばれ、当該資産とは別に固定資本形成として計上される。そうすることによって、当該費用を買い手が資産とは別に負担するか、資産価格に含まれているかによって、買い手の貸借対照表に計上される資産合計額に変化がないようにすることができる¹⁴⁾。2008SNA 10.51段には、以下のa-fの例が示されている。今回のSNAでは、終末費用fが明示された。石油掘削装置、原子力発電所など、非常に大規模で重要な資産の場合は、資産の解体に関連して重大な費用が生産寿命の終わりに発生する可能性があること、埋立て式のごみ処理場等に利用する用地について、その土地の復元に関連して多額の費用が発生する可能性があることが、そうした費用の例示として与えられている(10.50段)。

- a) 資産の取得または処分をする両方の単位に発生する、法律家、建築家、測量士、エンジニア、価格査定人に支払う料金等の専門家報酬・手数料、および不動産業者および競売人に支払う手数料。
- b) 買い手に対して別個に請求される商業・輸送費。
- c) 資産の所有権移転に関し、資産を取得する単位が支払うすべての税。
- d) 資産の処分に関して支払う税。
- e) 取得または処分する資産価格に含まれない引き渡し、設置、取り外しに係る費用。
- f) 構造を安全にし、またはそれが位置する環境を回復するために必要な費用など、資産の耐用年数の終わりに発生する終末費用。

移転費用は、新規所有者が資産を保有すると予測される期間全体にわたって、固定資本減耗の中で償却する。ただし、例外として、終末費用は、資産の全耐用期間で償却される。終末費用の処理について、10.161段に追加説明が与えられている。すなわち、終末費用の

場合、最初の取得時から、最終的な廃棄時まで、複数所有者にわたって予想される終末費用負担を含めて固定資本減耗を計上する。使用終了時に近づくと、固定資本評価はマイナスとなっているはずであることに注意し、そのさいに、支出される移転費用＝終末費用＝固定資本形成を計上することにより、固定資本評価がゼロになる。予想外に費用がかかった場合、固定資本減耗に追加する¹⁵⁾。

わが国では、多くの原子力発電所の廃炉が視野に入ってきている状況があり、この規定を導入することは急務といえる。

(4) 保険の取り扱いがいつそう精緻化された

SNAにおける保険(生命保険・非生命保険¹⁶⁾)の取扱いは、保険会社の商品設計(保険料設定)を模倣するもの(2008SNA 17.13段)であり、その意味での精緻化が1993SNA、2008SNAにおいて進行している。1993SNAで、既経過保険料概念¹⁷⁾の導入、保険金についても発生主義を徹底したこと¹⁸⁾によって、非生命保険にも生命保険と同様に保険契約者に帰属する投資所得が存在する(したがって、保険契約者のための準備金 technical reserves が存在する)ことが認識された。すなわち、

$$\begin{aligned} & \text{非生命保険産出} = \text{現実既経過保険料} \\ & \quad + \text{追加保険料} - \text{発生保険金} \quad (1) \end{aligned}$$

続けて2008SNAでは、壊滅的損害(catastrophic losses)に対応する非生命保険産出の計測を改善するために、式(*)が式(**)に変更された。大災害などの際には、一時的に巨額の保険金が支払われる可能性があり、上記の保険産出の計算では、産出系列に不規則さがもたられるにちがいないからである。そこで、式(**)にあるように非生命保険について、「調整済み発生保険金」概念が導入された。期待値を利用する方法(保険金額の近年の期待値を用いる, expectation approach)、会計情報(保険金支払いの平準化を目指して設定されている諸引当金の減少額を用いる)を用いる方法(accounting ap-

proach) など、複数の方法が提示されている。したがって、

保険産出 = 既経過現実保険料 + 追加

保険料 - 調整済み発生保険金 (2)

巨額の保険金支払いに対処する引当金を減少させるかどうかは、保険会社の意思決定に依存するので、会計情報に基づく方法では、保険事故の発生が極端に大きくなければ、産出を小さくするという問題は残ってしまうので、期待値法によらない限り、保険産出系列の不規則性は残されることになるだろう。その点で、今回のSNAで、生命保険・非生命保険ともに、費用推計（資本コストと正常利益分を含む）が認められたことが注目される。

また、保険以外の金融仲介サービスの産出をFISIMとして推計することと、保険産出の計測に別の原理を用いていることとの体系内部の論理的整合性の問題が指摘できる。実際、リース産出の記録にも表れる参照利率が保険の取り扱いにおいては、まったく登場しない。なお、生命保険について、従来からある保険計算上の準備金 actuarial reserves のほかに、受給権 entitlements という表現が登場している。そうすることにより、社会保険との用語上の連続性が確保された。

(5) 標準化された保証は非生命保険と同様に 取り扱われる

保証のうち、標準化された保証（定型保証, standardised guarantee）を非生命保険と同様に扱うことが規定された。標準化されていない1回限りの保証について、そこに含まれる、移転 (implied transfer) あるいは再分配 (implied redistribution) の要素（たとえば、政府保証があるから低い利率で借入ができること）を勘定にどう記録するかということは、改定過程の議論に登場したが、導入は見送られた¹⁹⁾。

(6) 確定給付型企業年金の記録方法の変更

確定給付型の企業年金について、被用者（退職者）家計に「年金受給権」を資産計上し、

年金基金について、負債を計上する。確定給付型年金の年金受給権は、その定義により一定の formula に基づいて計算される²⁰⁾が、年金受給権の増加のうち、被用者が1年間多く働いたことによる受給権の増加（その formula で決定される）は、家計の現実年金負担と雇主の年金負担の合計額で賄われる。雇主には、現実負担以上の、プラスあるいはマイナスの帰属年金負担がありえる。雇主の年金負担は、被用者報酬に含まれる。

この項目により、被用者・退職者家計の受給権は、年金基金の負債になるが、雇主企業が pension manager である場合、年金支給に責任をもつから、年金基金は雇主に対して「年金基金の年金管理者に対する債権」をもつ。そのため、いわゆる「積立不足額」を認識することができる²¹⁾。

この項目は、企業会計における退職給付会計の進展を受けたものである。なお、公的年金についても、同様な債務の存在を想定することができるが、今回のSNAでは、本体への導入は行なわれず、参考表章にとどめられる。政府は、さまざまな事情により、将来の年金給付の変更を実施する可能性があるからである。

(7) 研究・開発支出を資本形成として取り扱う

1993SNAの改定過程をスタートさせるさいの合意に反して、検討課題に加えられた曰く付きの項目である。企業の研究開発活動がそれ自身の産出をもつ非付随的活動であることは、1993SNAですでに規定されていた。その産出は従来中間消費されるとみなされていたが、今回の改定では、その産出を「知的財産生産物」(intellectual property products) と呼ばれる新しい固定資本形成項目のひとつ（研究開発資産）とみなされるようになった。

しかし、研究開発に関して、2008SNA刊行物に述べられている内容はごくわずかであり、実質的には、それは、第6章の1つ（207

段)と、第10章の3つのパラグラフ(103段-105段)に見られる²²⁾が、研究開発の資本化に関してなされた、2007年の国連統計委員会合意をなぞったものに過ぎない。

第6章の記述は後回しにして、10章の記述から見てゆく。まず、103段では、OECD フラスカティ・マニュアル (*Frascati Manual*)²³⁾の線に沿って研究開発が定義される。すなわち、「研究および[試験的な]開発とは、人間、文化、および社会の知識を含む知識ストックを増加させるために体系的に実施される創造的作業、また、その新たな応用を考案するための知識ストックの利用に対する支出額である」。続けて、研究開発の範囲を「ただし、人的資本をSNA上の資産に含めるところまでは拡張しない」と限定する。

さらに、「研究開発(R&D)の価値は、それが将来提供することを期待される経済的便益の観点から決定するべきである」「これには、政府によって取得されるR&Dの場合の、公的サービスの提供が含まれる」、「原則として、所有者に経済的便益を提供しないR&Dは、固定資産にはならず、中間消費として扱う」と、将来、経済的便益を提供する研究開発だけが固定資産として扱われること、それを政府が取得する可能性が含まれていることが述べられる。

研究開発の評価については、市場価値による評価が原則であるが、それが直接観測できないなら、「失敗したR&Dの費用を含め、慣行によって費用合計で評価する」と規定している。第6章では、この点を詳述し、「市場生産者が自身のために行なった研究開発は、原則として、研究が商業的に外注された場合に支払われるであろう基本価格をもとに評価する。しかし、実際には、生産に使用される固定資産の費用を含む生産費用の合計をもとに評価せざるをえないだろう。商業的な専門化した研究所または研究機関で実施する研究開発は、通常通り、売上、契約、手数料、料

金などによる収益によって評価される。政府単位、大学、非営利研究機関などが実施する研究開発は非市場生産であり、費用合計額に基づき評価される」と規定している。「慣行によって費用合計で評価する」という趣旨が市場生産者について、「資本コストを含む意味での費用合計」、非市場生産者については、資本コストを固定資本減耗に代えた費用合計を意味することが知られる。これは、今回のSNAの標準的用語法である。

10.104段で言及されている、研究開発を、SNA規定通り、資本形成として勘定本体に採り入れるために必要な諸課題をクリアするようなハンドブックは、いまだ存在しない。その前段階の作業として各国がR&Dに関するサテライト勘定を作成する(そうすることにより経験を蓄積する)ためのガイドラインとして、2010年にOECDにより出版された『知的生産物の資本測定に関するハンドブック』²⁴⁾がある。このハンドブックは、とくに研究開発だけを取り上げるものではないが、第2章全体がこのテーマにあてられている²⁵⁾。もちろん、OECDハンドブックは、あくまでも、OECDの見解を示したものに過ぎないことに注意すると、研究開発をSNA体系本体に組み入れるためには、後述するように、明確化が必要な問題や解釈上の問題があり、正規のアップデート手続きを踏む必要があるものと考えられる

続く10.105段では、特許実体の消滅の問題が取り上げられる。1993SNAに至る過程と今回の改定とによって、「特許権」という無形資産は完全に姿を消した。実際には、1993SNAで「特許権」という非金融無形資産が「特許実体」(patent entities)という非生産無形資産に置き換えられていた。権利でなく実体(世界3要素²⁶⁾)を資産として計上することにしたわけであるが、用語が変わっただけとみることも可能であった。今回の改定で、研究開発資産という固定資産が計上されること

になったため、特許実体は、勘定中にあらわれなくなった。そのことに加えて、特許権使用料取り決めにもとづく特許権使用料 (royalties) は、サービスとして取り扱われるようになった。実は、特許権使用料は、1993SNAですでに「慣行上」サービスと見なされていたが、わが国の国民勘定では、経常移転 (賃貸料、財産所得) のままであったので、国際収支統計との齟齬が生じていたことに注意する。

なお、第6章6.207段ではさらに、教育と研究とをともに行なう機関 (大学等) において、研究開発活動と教育活動を区分することと、両者の間に存在する相互作用がこの問題の取り扱いをさらに困難としていることが指摘されている。

知識は、生産に不可欠であるが、原材料でもないし、機械や道具でもない。基本的に、知識一般は、公共領域にある。非市場主体、市場主体による研究開発活動の取り扱いの違い (最終支出、中間支出) を解消しようとしたことは正当であるが、研究開発がいったい資本形成なのかという疑問はかなり深刻である。

まず、比較のために、企業会計上の研究開発の取り扱いを見ておこう。現在の日本の企業会計 (「研究開発費等に係る会計基準」1998年) では、研究開発支出は、すべて費用処理されている。また、国際会計基準 (International Financial Reporting Standards, IFRS, IAS 38 57) では、研究支出は、費用、開発支出は、相当厳密な6つの条件を満たせば資産に計上することとされている²⁷⁾。その取り扱いのいずれと比べても、2008SNA (あるいはOECDハンドブック) で示された案は、広すぎるように見えないだろうか。

問題点を整理してみよう。

まず、(1)市場実体、非市場実体の取り扱いに対称性がなく、資本コストの分だけ、市場実体の研究開発活動を相対的に過大評価する

バイアスが組み込まれてしまっている (企業会計では、研究開発資産の評価は、資本コストを含まない純粋な費用のみ)。

(2)特許権制度の取り扱いにも混乱をもたらしているように思われる。社会の合意として成立している権利 (特許権) の問題と実体 (世界3要素) の問題とは、あくまで別個の問題である。土地と権利証との関係のようなものではない²⁸⁾。それが1993SNA以来、混同されている。両者の関係には、知的財産保護のための制度をどう設計するか、という制度設計の問題と (市場・非市場) 実体の側では、特許権を取得すべきかどうかという意思決定の問題²⁹⁾が介在する。

(3)その「系」として、官民の、いわゆる「知財ファンド」の取り扱いに合理性があるだろうかという疑問を提起したい。そうしたファンドは、膨大な固定資産をもっているのか、それとも、市場価値をもつ権利を運用しているのだろうか。

(4)資本化の条件として2008SNAは、所有者への「経済的便益 (利益)」の存在をあげているが、便益の定義が明確でない。資産の定義ではなく、資本の定義に必要なのは、金銭的便益ではなく、(生産物であり、なおかつ) 生産への投入となることである。権利が生産に投入されることはない。

(5)人的資本形成との境界画定が行なわれず、人的資本形成を測定せず、研究開発支出の資本化を行なうことに、問題はないのであろうか。一定の「知識生産」を行なうとしても、当該企業もつ人的資本の質によって、予想される費用の額は大きく異なるであろう。また、たとえば、大学が組織的に研究を行なうことは (一橋大学経済研究所における長期経済統計プロジェクトのような) 例外はあるにせよ、少なく、研究活動の多くは、研究者個人の営為である。確かに、その研究は、授業の質 (したがって、教育サービスの質) を高めることに貢献するかもしれないが、その研

研究者が大学を移れば、その研究蓄積は大学には学内誌への寄稿などをのぞき、ほとんどまったく残らない。(学内誌に寄稿した論文は、公共領域にあることに注意する)。この事実は、この種の研究が研究開発資産を構成するものではなく、むしろ、人的資本形成であることを雄弁に物語っているように思われる。

(6)特許権使用料(ロイヤルティ)をサービスとみなすことにも、重大な疑問がある。ディファクトスタンダード化した技術は、莫大な特許権使用料のフローをもらすだろう。それは、社会の制度がもたらした移転所得であり、生産そのものだとは考えにくい³⁰⁾。この点は、著作権使用料でも同様である。著者の死後数十年にもわたって子孫の手によりサービス生産が行なわれると考えることに、いったい、合理性があるだろうか。

(7)失敗した研究開発の処理は妥当なものなのか。6.207段にあるように、「商業的な専門化した研究所または研究機関で実施する研究開発は、通常通り、売上、契約、手数料、料金などによる収益によって評価される」ので、このような実体の研究開発が失敗した場合、契約にもよるが、通常、無報酬となることが予想される。その場合、他のタイプの実体の研究開発の評価と整合性はあるのか³¹⁾。

(8)(特許権という権利の所有者でなく)知識の「生産者」を確定できるのか。科学的知識は、反証テストに晒される。反証テストによって、その知識が誤りであることがわかるかもしれない。反証テストに耐えることによってその信頼性が高まるかもしれない。そのようなプロセスによって知識は進化する。ポパーの有名な見解(「批判的合理主義」)である³²⁾。やはり、ポパーによる「世界3の部分的自律性」にも注意しなければならないが、知識の発展は人類社会が引き起こすものであり、少なくとも、それは特定の個人に帰属するものではない。

最後に、本稿の目的ではないが、この問題

に対する若干の私見を述べておこう。まず、公共領域に置かれた知識は、誰でも自由に生産活動に動員できるので、大気が生産活動に使われているのと何ら変わりはない。知識は、その意味で「環境」である。

もちろん、生産への投入というとき、将来の生産活動への準備的活動である可能性を排除しない。最終的に世界1に生産物をもつ場合でも、その中間過程では、世界2や世界3にのみ変化をもたらしている可能性がある。Sakuma論文³³⁾では、そうした準備的活動を考慮したうえで、生産境界を画定すべきことが主張されている。そこで、研究開発支出(活動)のあるものを将来の生産活動への準備的支出(活動)とみなすことができるのではないかと考えてみよう。

通常の実産活動でも、複数期間にわたる生産プロセスを途中で区切って記録する必要があることはよくある。そうした場合、仕掛品を製品化時点まで積み上げてゆく。実際、SNAでも、ソフトウェア原本に関しては、仕掛品処理が採用されている。将来、製品販売から収益を得るようになってから、固定資本減耗を計上することにより費用を回収するわけである。研究開発の場合も同様ではないか。製薬会社のように、開発に長い期間と莫大な資金を必要とする場合、費用回収期間も長くなるに違いない。

IFRSが示した立場は、(減価償却か減損処理かという点は保留して)このアイデアとよく似ている。また、費用の期間配分であることが認識されると、上記(1)で市場生産者について資本コストを含む費用によって研究開発資産を評価するという方式が誤りであることが分かる。さらに、よくいわれる減価償却期間の問題は、客観的に決定できるものではなく、むしろ、企業が(技術の性質の問題、特許制度の問題と企業自身の期待によって)費用をどのくらいの長さの期間で回収できるかという判断(それをどう説明するかとい

う)の問題であることがわかる。企業会計による減損処理という方法も一考に値しよう。なお、ソフトウェア原本の場合との微妙なちがいがあがる。ソフトウェア原本の場合、仕掛品が積み上げられてゆくのであるが、2008SNAで提案されている研究開発支出の資本化においては、そうした積み上げは行なわれぬように見える。

知識、技術が公開されれば、それは、環境(公共領域)に入るので、当該知識の専有・利用は、(特許権等の)制度設計の問題となる。特許権そのものは、1968SNAの用語でいえば、非生産非金融資産として処理する。特許権の取得により、独占的に当該R&Dを体化した製品を販売することができるかもしれないから、研究開発資産は存在し続ける。そこに不合理な点はない。非金融無形資産の会計ルールに沿って、特許権は、それがアウトライトで取引されたときに計上する。

特許権の譲渡が実際に行なわれたとき、譲渡先企業が、当該R&D資産を使った生産活動を受けついでと見ることができるかもしれない。R&D生産企業が自身では、当該資産を使った生産を行わず、他企業に権利を譲るような場合もあるだろう。本稿における提案は、そうした場合、特許権の売買価格³⁴⁾から、受けついでR&D資産の評価額を差し引きしたものが特許権の評価額であるように記録することである。そうすることにより、一種のpatent・プレミアム値が計測できる³⁵⁾。

資本化になじまない、研究支出をどうするか。たとえば、化粧品会社が新製品の開発に資金を投入することと、化粧品の歴史を研究することとは大きく性格が異なる。後者の場合、実務上、現在のまま、中間消費とみなすのが、企業会計との整合性を確保するうえで有効であるが、企業の最終消費支出とみなすことも有力な代替案であるように思われる。

4. おわりに

ケインズ、ストーン系の系譜に連なる研究者である、グレーム・パイアット³⁶⁾は、1968SNAにおけるIOの位置づけを1993SNAにおけるその後退と関連させて、筆者に次のように述べたことがある。「リチャード・ストーンにとって、拡張された投入産出フレームワークは、メーク行列とアブソープション行列とともに、体系の中心にあり、それを取り囲むように彼は1968SNAを設計した」。今回の改定で、委託加工のための財の海外へ(から)の輸送の取り扱いの変更により、経済のもつ実物的変換過程に関する、IOの分析能力はさらに損なわれることが予想される。

とはいえ、後退ばかりではない。ファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースの問題は、基本的に、資本の使用者主義と所有者主義の問題である³⁷⁾。1993SNAで、前者を事実上、金融と見なしたこと、そうすることにより、資本を、それを使う活動のなかに記録することに向けて、大きな前進があったことは、特筆されてよい。

さらに、付随活動の「非記録」原則が一部廃棄され、もっぱら付随活動だけを行なう単位(本社、計算センターその他)を別個の、主活動をもつ(あるいはさらに副次的活動をもつ)事業所として認識すべきとされたことは、IOにとっても、その意義は大きい。

IOが目指す生産活動の把握、そして、実物的活動の把握は、経済統計の根幹にある。それはまさに、経済とは、ひとびとの生活のことだからである³⁸⁾。所得の形成と再分配、金融取引、さらに、様々なストックは、それを支え、そこから派生する。

実物的変換過程の正確な把握なしには、今回のSNAが重要な課題とした生産性の計測も、無意味なものになってしまうであろう。今回のSNAではじめて導入された「資本サービス」は、字義に反して「サービス」ではなく、むしろ、金融的概念であることに注意する。

かつてギアリーが表現したように、国民経済計算は経済統計の梗概である。国民経済計算の国際基準であるSNAの展開を観察し、そ

れだけでなく、それに影響力をもとうとすることは、この分野の研究者の責務であろう。

Box 1 2008SNAにおける研究開発への言及

第6章 生産勘定 (F-9. 研究・開発)

6.207 研究・開発は、体系的に実施される創造的な営みであり、その目的は、知識のストックを増加させること、また既存製品の改良版や品質向上なども含む新製品の発見や開発、あるいは新規のまたはより効率的な生産過程の発見や開発のために、この知識のストックを使用することにある。研究開発は付随的活動ではなく、できれば別の事業所として区別すべきである。市場生産者が自身のために行なった研究開発は、原則として、研究が商業的に外注された場合に支払われるであろう基本価格をもとに評価する。しかし、実際には、生産に使用される固定資産の費用を含む生産費用の合計をもとに評価せざるをえないだろう。商業的な専門化した研究所または研究機関で実施する研究開発は、通常通り、売上、契約、手数料、料金などによる収益によって評価される。政府単位、大学、非営利研究機関などが実施する研究開発は非市場生産であり、費用合計額に基づき評価される。研究開発活動は教育とは異なり、ISIC上の分類も異なる。研究開発と教育という2つの活動が大学やその他の高等教育機関で実施される場合、同じスタッフによる双方の活動にそれぞれどれだけの時間を振り分けるか、実際にはかなり難しい問題がある。しかし、原則として、これらの2つの活動は区別されるべきである。また、教育と研究との間には相互依存関係があり、概念的にも分離することが困難な場合もある。研究開発を資本形成として扱うことに関しては、第10章で述べる。

第10章 資本勘定 (B-1. 知的財産生産物) 研究・開発

10.103 知的財産生産物は、研究・開発 (R&D) の結果を含む。研究や〔試験的な〕開発は、人間、文化、および社会の知識を含む知識ストックを増加させるために体系的に実施される創造的作業、また、その新たな応用を考案するための知識ストックの利用に対する支出額である。ただし、人的資本をSNA上の資産に含めるところまでは拡張しない。研究開発 (R&D) の価値は、それが将来提供することを期待される経済的便益の観点から決定するべきである。これには、政府によって取得されるR&Dの場合の、公的サービスの提供が含まれる。原則として、所有者に経済的便益を提供しないR&Dは、固定資産にはならず、中間消費として扱う。R&Dの市場価値が、直接観測できないなら、第6章で述べたように、失敗したR&Dの費用を含め、慣行によって費用合計で評価する。

10.104 R&Dは、資本形成の一部として認識すべきである。しかし、実際にそうするためには、いくつかの課題に立ち向かわなければならない。そうした課題の中には、研究開発の測度の導出の問題、さらに、価格指数や耐用年数の問題が含まれる。こうした諸問題に関する指針が作られ、また、それとともに、方法論および実践に関するハンドブックの刊行がなされれば、問題の解決、そして妥当な信頼性の水準をもつ研究・開発の測度の開発に向けて有益な方策を提供することになるだろう。

10.105 R&D支出を資本形成に含めると、特許実体はもはやSNAの資産としてあらわれなくなる。特許取り決めは、代わりに、R&Dへのアクセスが許可される条件に関する法的な取り決めとみなされることになる。特許取り決めは、使用ライセンスの一形態で、サービスの支払いまたは資産の取得に対する支払いを生じるものとして扱われる。

Box 2 国際会計基準 (IFRS) における研究開発の取り扱いの整理

研究局面 費用処理

開発局面 実体が以下の6つのことがらすべてを証明することのできる研究開発費は無形資産として計上 (計上後は、製品の販売期間中に減価償却するか、減損のおそれがある場合に減損処理)

- 1) 使用あるいは販売に供され得るように、(開発で生じる)無形資産を完成するための技術的実行可能性。
- 2) 当該無形資産を完成し、かつ使用あるいは販売することに関する実体の意思。
- 3) 当該無形資産を使用あるいは販売することに関する実体の能力。
- 4) 当該無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法。とくに、当該実体は、当該無形資産がもたらす産出あるいは当該無形資産自体の市場の存在、あるいは内部的に利用される場合には当該無形資産の有用性を証明することができなければならない。
- 5) 当該無形資産の開発を完成させ、使用あるいは販売するために適切な技術、財務およびその他の資源が利用可能であること。
- 6) 開発期間中に当該無形資産にふりむけられた支出を、信頼性をもって計測できること。

(※) IAS 38の河野正男名誉教授訳を参考にさせていただいた。感謝する。

Box 3 OECDハンドブック『知的財産生産物の資本測定に関するハンドブック』における勧告(研究開発に関するもの)

研究開発

勧告16 R&D資産を所有するとは、期待される便益を確保するために、当該R&D産出の実質的管理・支配をもつことをさす。当該R&Dの特許権を取得することのほかにも、そのための方法は、いくつもある。たとえば、専門学術誌での公表などである。そうすることにより、他のひとや組織が所有権を主張することを妨げることができる。

勧告17 R&Dの成果から利益を得る権利が知的財産保護制度により明確に指定されていない場合の現実的な解決策として、当該R&Dの購入者ないし自己勘定R&Dの場合はその生産者を所有者とみなす。

勧告18 所有権が存在する場合、当該R&Dを資本化するかどうかという問題に関連して残された唯一の考察事項は、それが、所有者に、生産性の向上、費用の削減といった、経済的便益をもたらすことが予想されるかどうかということである。実際上、市場生産者、非市場生産者について、次の勧告を行なう。

勧告19 一般原則として、購入されたR&Dと自己勘定生産されたR&Dをすべて生産者による総固定資本形成として取り扱う。ただし、販売を意図して生産された場合は例外である(その場合、取得単位の総固定資本形成とする)。

勧告20 ISICの科学的な研究開発業(Division 72 ISIC Rev. 4)に属する市場生産者がR&D購入に使った支出とR&D生産に費やした支出は、そのすべてを、中間消費、ないし、その他(総固定資本形成)として次のような仮定で処理する。すなわち、そのような単位はR&Dを販売目的で生産しているか、購入されたR&Dも販売目的の生産物に組み込んでいるだろう。その場合は、中間消費。上の仮定に反する特定情報がある場合にのみ、R&Dを総固定資本形成として記録する。たとえば、新興事業者でまだ販売実績がない場合、あるいは、当該単位が特許権を取得して、使用ライセンスを売却使用としている場合が後者のケースに該当する。

注

*本稿は、経済統計学会第57回全国研究大会(2013年9月13日-14日、静岡市産学交流センター)における拙報告「新しいSNAの特徴—2008SNAの翻訳作業を終えて—」をフルペーパー化したものとみなすことができる。河野正男名誉教授(横浜国立大学)、辻村和佑教授(慶應大学)および佐藤勢津子氏(元内閣府)は、本稿の改善に貢献された。感謝する。なお、本稿は、2013年度専修大学長期国内研究員制度による研究の成果の一部である。

1)当初、小規模な改訂となることを予定され、1993SNA改訂第1版となるはずであったが、結果的

- には、かなり大規模な改定となり、名称も2008SNAとなった。実は、改訂過程で1993SNAの成立に至る過程で、ISWGNA内で、あるいは、AEG内で十分な議論が行なわれたのちに、慎重な意思決定がなされたような論争的な項目を再び検討対象に取り上げないという制約が盛り込まれていた。たとえば、研究・開発（R&D）は、明らかにそのような話題であったから、再び検討組上に載せたことは合意に反する。作間逸雄「1993SNAの改訂と無形資産」（『産業連関』第16巻第3号、2008年10月）を参照せよ。
- 2) 仲介貿易（マーチャンティング）とは、経済Xの単位が経済Zに販売するために経済Yから財を購入すること。財はX国内に入ることはない。
 - 3) ファイナンシャル・リースと類似した問題として官民パートナーシップ（PPP）の問題があるが、後者では、「すべての（事実上すべての）リスク・報酬」ではなく、「過半（majority）のリスク、報酬」に関する基準となっている。2008SNA 22.158段を見よ。
 - 4) リース会計におけるフルペイアウト基準は、90%基準（現在価値基準）と75%基準（経済的耐用年数基準）とによって規定されている。前者は、（解約不能の）リース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（見積現金購入価額）の概ね90%以上であること、後者は、（解約不能の）リース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であること。リース取引の実際については、森住祐治（編著）『リース取引の実際＜第4版＞』（日経文庫、2009年）を参照。
 - 5) そうしたリースに関しては、最終的な所有権移転を伴わない場合（所有権移転外リース）でも、貸借処理ではなく売買処理することが2007年のリース会計基準の改定に盛り込まれた。ただし、中小企業に対する例外措置がある。
 - 6) 菱山淳「リース取引の認識対象に係る二つの系譜—「物」の計上と「権利」の計上—」『専修商学論集』第94号、2012年1月、105-17頁。
 - 7) 国際会計基準審議会のリース会計基準「公開草案」では、ファイナンシャル・リース、オペレーティング・リースの別なく、使用権をもつ実体の貸借対照表にリース対象となる固定資産を計上することとされている。菱山淳「リース会計『公開草案』における使用権モデルの会計処理」『専修大学会計学研究』第37号、2011年3月、21-45頁。
 - 8) “The recording of emission permits issued under cap and trade schemes in the national accounts: Update to SNA News and Notes, Number 30/31 (February 2011)”.
 - 9) 私見を述べるならば、伝統的な著作権、特許権などの取り扱い（1968SNAの非金融無形資産の取り扱い）と類似した取り扱いをすべきと考える（2008SNAの資産分類では、非金融非生産資産）がその詳細を述べることは本稿の目的ではない。
 - 10) 現行のFISIM概念とその計測の問題については、Itsuo Sakuma, “A note on FISIM”, Bulletin of the ISI 58th World Statistics Congress of the International Statistical Institute, 2011 (<http://2011.isiproceedings.org/>, retrieved on 2013-09-28) 及び (http://www.bis.org/ifc/events/2011_dublin_73_04_sakuma.pdf) を参照せよ。
 - 11) 研究開発は、非付随的とみなされている。
 - 12) 付随単位が複数の事業所をサポートすることがある。配送センター、計算センター等、そして、従来のSNAでは、より重要な例として「本社」が該当した。そうした場合、付随単位の産出は記録せず、その投入（労働投入、固定資本減耗を含む）を按分して、それがサポートする事業所につけ加えて記録されていた。たとえば、東京電力の本社の投入は、福島、新潟等に所在するその（非付随）事業所に配分されて記録されていたことになる。
 - 13) 本社の取り扱い、本社と持株会社との違いについて、詳細は、作間逸雄・佐藤勢津子「標準産業分類における『本社』と『持株会社』をめぐって—SNA生産境界における経営の問題—」（2012年度統計関連学会連合会、2012年9月9-12日、北海道大学）を参照のこと。
 - 14) 売り手側が負担した所有権移転費用も資本形成にカウントされることについては、資産の売却価格に当該費用が上乗せされているとみなされうること、中古の資産が売り手部門には、マイナス、買い手部門にはプラスで計上されていることから、新規の支出である移転費用を別計上しておく必要があることに注意すればよいだろう。
 - 15) 固定資本減耗にその分が含まれていなかった場合は、終末費用＝固定資本形成＝固定資本減耗と

するしかないであろう。

- 16) 1993SNA 以降における生命保険・非生命保険の区別は、通常用語における生命保険・損害保険の区別とは異なる。例えば、掛け捨ての生命保険は非生命保険である。SNA上の生命保険では、保険期間終了時（被保険者死亡時にはより早く）に支払った保険料の合計額以上の保険金を受け取ることが期待される。非生命保険は、リスクに対応する個人間の資金再配分、生命保険は、リスク対応の要素を含むが、個人内の時間的資金再配分である。
- 17) 2008SNA 6.187段には、次のように説明されている。「既経過保険料は、現実保険料の中のその会計期間に提供される保険カバーに関連する部分である。たとえば、もし120単位の保険料が払い込まれ、1年間の保険期間が4月1日から始まる場合、会計期間が暦年であれば、当該会計期間の既経過保険料は90単位である。未経過保険料は、当該会計期間以降に残された保険期間と関連する、現実に受け取った保険料の額である。上の例では、会計期末において30の未経過保険料があり、これは翌年の最初の3カ月間の保険カバーを提供するためのものである」。
- 18) 支払いの義務は発生しているものの、支払いに至っていない保険金（未払い保険金）、保険金額が係争中のもの、保険金を支払うべき理由になる事象は既に発生しているが、未報告のものを債務として計上する。
- 19) 作間逸雄「Network Rail Status問題と英国統計制度」（杉森渥一・木村和範・金子治平・上藤一郎 編著『社会の変化と統計情報』北海道大学出版会、2009年、第4章に所収）参照。
- 20) たとえば、高山憲之『年金の教室』（PHP新書、2000年）を見よ。
- 21) 多田洋介「SNAにおける確定給付型企業年金の発生主義の記録に関する考察」『季刊国民経済計算』（第151号、2013年6月）は、確定給付型企業年金の記録方法について、要を得た解説を与えている。
- 22) Box 1に、4つの段落を全文示している。
- 23) OECDによる研究開発統計の作成指針。正式名称は、The Proposed Standard Practice for Surveys of Research and Experimental Development。初版は、1963年。フラスカティは、イタリアの地名。2002年に、第6版が出版された。総務省「科学技術研究調査」は、おおよそフラスカティ・マニュアルに準拠している。
- 24) Handbook on Deriving Capital Measures of Intellectual Property Products, OECD, 2010.
- 25) Box 3に、OECDハンドブックの勧告を、研究開発に関するものに限って再掲した。
- 26) ポパーの「3世界」論については、作間、前掲『産業連関』論文、Sakuma, 前掲RIW論文を参照せよ。
- 27) Box 2を見よ。
- 28) そのような見解が次の文献に見られる。Hill, T.P., “Tangibles, Intangibles and Services: A New Taxonomy for the Classification of Output” Canadian Journal of Economics, 32(2), 426-446, 1999.
- 29) いわゆる「特許性向」の問題である。山田節夫『特許の実証経済分析』（東洋経済新報社、2009年、とくに49頁および229頁以降）を参照せよ。
- 30) もっとも、ロイヤルティの中に、知識の伝達に関わるサービス要素がありうることは否定しない。
- 31) 本項目に関しては、感謝とともに、辻村和佑教授の貢献を記したい。
- 32) ポパーの「問題解決図式」は、図式化すると次のようになる。P1（当初の問題）→TT（仮説的理論）→EE（誤りの除去）→P2（新しい問題）→T*T（よりよい仮説的理論）
- 33) Sakuma, “The Production Boundary Reconsidered”, Review of Income and Wealth, 59(3), 556-567, 2013. を参照せよ。
- 34) さしあたって、特許権の取得に伴う諸費用など、所有権移転費用は無視する。
- 35) パテント・プレミアムについては、山田、前掲書、225頁以降を参照のこと。
- 36) オーラルな伝達を本人の許諾を得て引用する。
- 37) この点は、既に、松田芳郎・馬場康維・竹村伊津子・山本貴司「日本の企業統計と事業所統計の発展史と両者のマイクロデータリネージュによる統合実験と将来展望」（『統計数理』第57巻第2号、255-275頁、2009年）で考察されていた。さらに、同論文では、労働に関しても、派遣等、同様な問題があることが指摘されていた。
- 38) ボランニーの実質的意義における経済のことをさしたつもりである。

2008 SNA and its Problems

Itsuo SAKUMA*

Summary

System of National Accounts 2008, the updated international standard of national accounts statistics, has several new features including improved consistency with other statistical systems, growing impacts from business accounting treatment of various economic transactions as well as the introduction of the concept of “economic ownership” which purports to make national accounts more in line with economic reality. Besides the above mentioned features, it should be worth noting that a rule for updating the SNA further has been introduced to reflect newly appeared types of transactions or assets as well as the development of economic theory and statistical practices. Changes from 1993 SNA include among others: (1) the replacement of the previous (unfeasible) method of measuring FISIM with a revised one; (2) the elaboration of the treatment of non-life insurance by the introduction of the concept of “adjusted claims” to deal with large amount of claims that may arise in the case of natural disasters, for example; (3) the improvement of the treatment of the defined-benefit type of pension schemes leading to plus or minus adjustment of employees’ compensations; (4) suggested capitalisation of R&D expenditures. Problems involved are reviewed.

Key Words

2008 SNA, national accounting, business accounting, financial lease, Research & Development

* Senshu University

編集委員会からのお知らせ

金子治平（編集委員長）

機関誌『統計学』の編集・発行について

1. 常時、投稿を受け付けます。
 2. 各号ごとに投稿の締め切りを設けます。その期日までに受け付けた原稿でも、査読の進捗如何によつては、その号に掲載されないことがあります。
 3. 投稿に際しては、2013年9月の総会において改正された「投稿規程」、「執筆要綱」、「査読要領」をご熟読願います。
 4. 原稿は編集委員長に宛ててお送り願います。
 5. 原稿はPDF形式のファイルとして提出してください。また紙媒体での提出も旧規程に準拠して受け付けます。紙媒体の送付先も編集委員長としてください。
 6. 原則としてすべての投稿原稿が査読の対象となります。
 7. 今後の締め切りは次のとおりです。
A：「論文」・「研究ノート」；B：その他
- (1) 第106号（2014年3月31日発行予定）
A：2014年1月31日；B：2014年2月28日
 - (2) 第107号（2014年9月30日発行予定）
検討中（学会HPなどでお知らせします）

以上

編集後記

『統計学』第11号（1963年3月）以来、発売にご尽力いただいた産業統計研究社の廃業にともない、本号から発売所が音羽リスマチック株式会社に変更になりました。50年間にわたり発売をお引き受けいただいた産業統計研究社に心から感謝いたします。

また、投稿の少なさ等々の要因で発行が遅れて申し訳ありません。会員諸氏の、より活発な研究と多数の投稿をお待ちしています。

（金子治平 記）

執筆者紹介 (掲載順)

Junfang SUN (京都大学経済学部)
作 間 逸 雄 (専修大学経済学部)
吉 田 央 (東京農工大学農学研究院)
山 口 秋 義 (九州国際大学経済学部)

支 部 名

事 務 局

北 海 道	062-8605	札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学経済学部 (011-841-1161)	水野谷武志
東 北	986-8580	石巻市南境新水戸 1 石巻専修大学経営学部 (0225-22-7711)	深川通寛
関 東	192-0393	八王子市東中野 742-1 中央大学経済学部 (042-674-3424)	芳賀寛
関 西	525-8577	草津市野路東 1-1-1 立命館大学経営学部 (077-561-4631)	田中力
九 州	870-1192	大分市大字旦野原 700 大分大学経済学部 (097-554-7706)	西村善博

編 集 委 員

金子治平 (関 西) [長] 西村善博 (九 州) [副]
山田 満 (関 東) 橋本貴彦 (関 西)
栗原由紀子 (関 東)

統 計 学 No.105

2013年9月30日 発行	発行所	経 済 統 計 学 会 〒194-0298 東京都町田市相原町4342 法政大学日本統計研究所内 TEL 042(783)2325 FAX 042(783)2332 http://www.jsest.jp/
	発行人	代表者 森 博 美
	発売所	音羽リスマチック株式会社 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp 代表者 遠 藤 誠

STATISTICS

No. 105

2013 September

Articles

Does the Production Efficiency of Minority Tujia Ethnic Enterprises Differ from Han Enterprises?
A Case Study of Wufeng in China

..... Junfang SUN (1)

2008 SNA and its Problems

..... Itsuo SAKUMA (15)

Note

The Trend of Usage of Administrative Register in Agricultural Surveys in European Union

..... Hiroshi YOSHIDA (32)

Book Review

Kazunori KIMURA, Statistical Analysis of Income Distributions in Japan,
Nihon Keizai Hyouronsha Ltd., Tokyo, 2013

..... Akiyoshi YAMAGUCHI (40)

Activities of the Society

The 57th Session of the Society of Economic Statistics (45)

Prospects for the Contribution to the Statistics (56)

JAPAN SOCIETY OF ECONOMIC STATISTICS
